

令和4年3月25日
(保健体育課扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

学校における労働安全衛生管理体制の充実について（依頼）

労働安全衛生法等に基づく管理体制の整備は、職員が意欲と使命感をもって教育活動に専念できる適切な労働環境の確保に資するものであり、ひいては、学校教育全体の質の向上に寄与する観点からも重要なものです。

つきましては、新年度を迎えるに当たり、学校等における労働安全衛生管理体制について「学校職員安全衛生管理規程」（各市町村）、「学校における労働安全衛生管理体制の整備のために」（文部科学省リーフレット）及び関係法令等を活用し、貴管下の学校長に対し、改めて指導するとともに、公立学校等における労働安全衛生管理体制のさらなる充実が図られるようお願いいたします。

また、下記の事項については、重点的に御指導ください。

記

- 1 各学校における衛生委員会及び衛生委員会に準ずる組織の開催について
職員50人以上の学校については、労働安全衛生規則第23条第1項において「事業者は、衛生委員会を毎月1回以上開催するようにしなければならない。」と規定されています。
ついては、職員50人以上の学校においては衛生委員会を、また職員50人未満の学校においても衛生委員会に準ずる組織の開催をお願いいたします。
なお、単独開催が困難な場合は、必要な委員を確保した上で、既存の会議等に引き続き開催したり、10月の全国労働衛生週間期間中に開催したりするなどの工夫を行い、各市町村の規程に基づき適切に対応くださるよう御指導ください。
- 2 長時間勤務者に対する医師の面接指導について
労働安全衛生法第66条の8において、「事業者は、労働者の健康の保持を考慮して、厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、医師による面接指導を行わなければならない。」と規定されています。
つきましては、各市町村が定める「長時間勤務者に対する面接指導要領」等に基づき、適切な対応が図られるよう御指導ください。
- 3 ストレスチェックの実施について
ストレスチェックの実施に当たっては、受検勧奨や結果の集団ごとの集計・分析及びその結果を踏まえた必要な措置を含め、全ての学校において適切に実施されるよう御指導ください。
- 4 その他
職員の作業における安全管理、災害防止の観点から、高所での作業時に脚立等を使用する際には、不具合の点検、補助者の配置、安定した床面での固定、天板上には立たない、天板上にまたがって作業は行わないなど法令等に基づいた安全な使用を徹底し、墜落・転落災害を防止するよう御指導ください。また、参考までに厚生労働省作成リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」を添付しますので御活用ください。

問合せ先

担 当	保健体育課健康教育係 栗山
電 話	099-286-5316
FAX	099-286-5671
e-mailアドレス	e-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp

令和4年3月25日

各県立学校長 殿

保健体育課長

学校における労働安全衛生管理体制の充実について（依頼）

労働安全衛生法等に基づく管理体制の整備は、職員が意欲と使命感をもって教育活動に専念できる適切な労働環境の確保に資するものであり、ひいては、学校教育全体の質の向上に寄与する観点からも重要なものです。

については、新年度を迎えるに当たり、「鹿児島県教育委員会職員安全衛生管理規程」【別添1】（以下「規程」という。）、「学校における労働安全衛生管理体制の整備のために」（文部科学省リーフレット）及び関係法令等について、再度、職員に周知し、貴校における労働安全衛生管理体制の更なる充実に努めてください。

また、下記事項については、特に留意し適切に対応してください。

記

1 各学校における衛生委員会及び衛生委員会に準ずる組織の開催について

職員50人以上の学校については、労働安全衛生規則第23条第1項において「事業者は、衛生委員会を毎月1回以上開催するようにしなければならない。」と規定されています。

については、職員50人以上の学校においては衛生委員会を、また職員50人未満の学校においても衛生委員会に準ずる組織を開催するようにしてください。

なお、単独開催が困難な場合は、必要な委員を確保した上で、既存の会議等に引き続き開催したり、10月の全国労働衛生週間期間中に開催したりするなどの工夫を行い、適切に対応してください。

2 長時間勤務者に対する医師の面接指導について

労働安全衛生法第66条の8において、「事業者は、労働者の健康の保持を考慮して、厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、医師による面接指導を行わなければならない。」と規定されています。

については、「長時間労働による健康障害防止のための産業医等の面接指導実施要領」等に基づき、適切に対応してください。

3 ストレスチェックの実施について

ストレスチェックの実施に当たっては、受検勧奨や結果の集団ごとの集計・分析及びその結果を踏まえた必要な措置を含め、全ての学校において適切に実施してください。

4 その他

職員の作業における安全管理、災害防止の観点から、高所での作業時に脚立等を使用する際には、不具合の点検、補助者の配置、安定した床面での固定、天板上には立たない、天板の上にまたがって作業は行わないなど法令等に基づいた安全な使用を徹底し、墜落・転落災害を防止するよう指導してください。また、参考までに厚生労働省作成リーフレット「はしごを使う前に/脚立を使う前に」「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」を添付しますので活用してください。

— 問合せ先 —

担当：保健体育課健康教育係 栗山
電話：099-286-5316
FAX：099-286-5671
e-mailアドレス e-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp
※ 本文書の文書管理表上の分類記号「G-0-0（保健総務）」